大学の設置等に係る 提出書類の作成の手引

(令和6年度開設用(改正後大学設置基準))

※令和4年10月施行の改正後大学設置基準により、申請又は届出を行う場合に参照。

文部科学省高等教育局 大 学 設 置 室

【本手引公表後の修正箇所について】

- ○令和4年11月22日 修正
- IV 大学等の設置認可申請又は学部等の設置届出,私立大学の収容定員に係る学則変更認可申請又は届出にかかる提出書類の作成・記入要領
- 16 設置の趣旨を記載した書類
 - ①設置の趣旨及び必要性
 - P.112 上から9行目から13行目を追記
 - ・「教育課程等特例認定大学等の認定等に関する規程」(令和4年文部科学省告示第 131号)が令和4年10月1日に施行され、認定の申請が開始されたことから、教育 課程等の特例制度の認定を受けた大学についての記載項目を追記。
- 17 学生の確保の見通しを記載した書類
 - P.143 上から18行目から23行目を修正(修正後18行目から22行目)
 - ・薬学部6年制課程について、追加資料については、既設学科等の定員を変更する場合又は同一法人が薬学部を設置している場合に提出を求めているものであるが、設置の場合でも提出が必要であるかのような記載であったため、記載を修正。
- 19 教員名簿〔教員の氏名等〕(別記様式第3号(その2の1),別記様式第3号(その2の2),別記様式第3号(その2の3),別記様式第3号(その2の4),別記様式第3号(その2の5))
- P.150 (2)「教員区分」について 表 記載順③
 - ・大学等からの問合せを踏まえ、③基(専他)について、より対象者が明確になるよう注を修正・追記。
- P.158 教員名簿(教員の氏名等) <記載例>別記様式第3号(その2の1)(その2の2)
 - ・教員名簿の記載順について、P154の「(4)「職位」の欄について」に記載のとおりの順序となっていなかったため、各教員区分ごとに、教授、准教授、講師、助教の順に名簿を並べ替え。
- 34 審査対象教員一覧
- P.200 下から4行目から1行目 ④を追記
 - ・教員審査カードを廃止し,審査対象教員一覧で教員カードを兼ねることとしたが,

現在の様式では、担当授業科目の専攻分野が複数にわたる場合に、「主な専攻分野」が不明確であるため、「主な専攻分野」が明確となるよう記載方法について 追記。

VII 設置計画履行状況等調査について

設置計画の変更

1 基幹教員変更の手続き

P.280 上から19行目から26行目を追記

・改正前の大学設置基準等に基づき認可を受けた大学等が,改正後の大学設置基準等を適用させる場合の,AC教員審査の取扱いについて追記。

₩ 事前相談書類作成要領

P.297 上から4行目から6行目を追記

・改正前の大学設置基準等に基づく事前相談の結果についても,改正後の大学設置 基準等に基づく届出等を行う場合でも引き続き有効である旨を追記。

【その他】

○大学の設置手続等に関してよくある質問

P.388 上から26行目から34行目を追記

- ・大学等からの問合せを踏まえ、Q5-10.を追記。
- ○令和5年2月3日 修正
- Ⅲ 認可申請等の受付期間及び提出方法について
- P.27 表の「電子ファイル名称」の下から6段目を修正。
 - ・誤植の修正。
- 4 「運営委員会による事前相談」の資料
- P.34 上から11行目を修正
 - ・メールで受信できるファイルの容量について40MBに更新。
- IV 大学等の設置認可申請又は学部等の設置届出、私立大学の収容定員に係る学則変 更認可申請又は届出にかかる提出書類の作成・記入要領
- 5 基本計画書

P.61 下から11行目から6行目を修正。

・完成年度を迎えていない学部等がある場合及び学年進行中の入学定員の増減があ

る学部等がある場合の記載について、196頁及び197頁を参照の上、記載するよう修正。

20 教員名簿〔教員の氏名等〕(別記様式第3 号 (その2 の1), 別記様式第3 号 (その2 の2), 別記様式第3 号 (その2 の3), 別記様式第3 号 (その2 の4), 別記様式第3 号 (その2 の5))

P.152 9, 10, 11, 12記載の一部削除

・該当がないため、「「大学設置基準別表第1 イ備考第10 号の規定に基づき薬学関係(臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの)の学部に係る 基幹教員について定める件」(平成16 年文部科学省告示第175 号)第1項」を削除。

P153 ③を削除,以下番号を繰り上げ

- ・該当がないため削除。
- 23 教員個人調書 履歴書(別記様式第4号(その1))

P.165 表を追加。

・申請区分や教員区分により、必要な提出書類を記載した表を追加。

V 大学設置基準等の改正に係る申請案件の留意事項

P.225 ⑥を削除,以下番号を繰り上げ

・該当がないため削除。

VI 補正申請書類作成要領

P.254 表の「電子ファイル名称」の下から6段目を修正。

・誤植の修正。

VII 設置計画履行状況等調査について

AC教員審査について

P.282 下から10行目を修正

・メールで受信できるファイルの容量について40MBに更新。

P.284 上から17行目から18行目及び下から12行目を追記

・大学からの問合せを踏まえ、「変更理由」欄への記載方法について、理由が複数 ある場合は全て記載する旨及び記載例を追記。

P.284 下から4行目から3行目®を追記。

・大学からの問合せを踏まえ、「担当授業科目名」欄への記載方法について、留意

事項を追記。

₩ 事前相談書類作成要領

P.300 上から2行目を修正

・メールで受信できるファイルの容量について40MBに更新。

○令和5年2月28日 修正

IV 大学等の設置認可申請又は学部等の設置届出,私立大学の収容定員に係る学則変 更認可申請又は届出にかかる提出書類の作成・記入要領

5 基本計画書

P.61 上から4行目から1行目を追記

・令和7年度開設の大学の学部等の設置認可申請から、収容定員充足率が0.5以下の学部等がある場合は、認可することができない旨の留意点を追記。

33 収容定員の充足状況

P.196~P.198 改訂

・令和5年2月28日施行の「大学, 短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の 基準」の改正を踏まえ, 改訂。

VII 設置計画履行状況等調査について

AC教員審査について

P.283 上から16行目から19行目(7)を追記。

P.286 上から18行目から25行目(7)を追記。

・①AC教員審査において判定「職位不適格」又は「区分不適格」により、再審査が必要な場合及び②設置認可審査時の教員資格審査において最終判定「職位不適格」又は「区分不適格」、「保留」のいずれかにより、再審査が必要な場合は「過去に受審した教員審査結果の写し」の提出が必要になる旨を追記。

建築等設置計画変更書について

P.294 下から7行目から5行目を追記。

・改正後大学設置基準等に基づき学部等を開設した場合や、改正前大学設置基準等に基づき開設した学部等が改正後大学設置基準等に移行した場合は、「体育館の 総面積の減少」による変更書の提出は不要である旨を追記。

【その他】

- ○大学の設置手続等に関してよくある質問
 - P.378 上から5行目からP.379上から16行目を追記
 - ・(5) 収容定員充足率についての項目を設け、以下のQ&Aを追加した。
 - 01-56. (完成年度を迎えていない秋入学の学部がある場合)
 - 01-57. (学部等連携課程実施基本組織等を設置している場合)
 - 01-58. (レイトスペシャライゼーションを導入している場合)
 - Q1-59. (長期履修生がいる場合)

【付録】

P.440からP.443を追加

- ・「大学, 短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示の施行について(通知)(令和5年2月28日 4文科高第1776号)」を追加した。
- ○令和5年3月23日 修正

₩ 事前相談書類作成要領

P.297 教員審査の省略に関する案内等を修正

- ・大学統合や学部等移管の場合、教員審査の省略が認められた際の取扱が明確になるように記載。
- ・教員審査の省略の受審対象として、大学の学部又は大学院の研究科を設置しようとする場合、当該学部に設ける学科又は研究科に設ける専攻のうち、当該大学の授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないものを追記。
- P.301 事前相談時の内容が変更となった際の結果の有効性についての案内を追記
- ・事前相談時から内容に変更が生じる場合,原則として事前相談の結果が無効となること,また,同一教員の職位の変更等,事前相談における判断事項に関係しない変更の場合は,事前相談の結果を引き続き有効として取り扱う場合があることを追記

【その他】

P.317からP.320を改訂

・「私立大学等の学長決定及び公私立大学等の学則変更等の届出等について(通知) (令和5年3月10日 4文科高第1842号)|の内容を踏まえ、改訂

P.321からP.338を追加

・「私立大学等の学長決定及び公私立大学等の学則変更等の届出等について(通知) (令和4年3月15日 3文科高第1531号)」の廃止に伴い、当該通知を削除する とともに、「私立大学等の学長決定及び公私立大学等の学則変更等の届出等につ いて(通知)(令和5年3月10日 4文科高第1842号)」を追加。

○令和5年5月29日 修正

VI 補正申請書類作成要領

P.254 提出書類の一覧表を修正

・一覧表に記載の提出書類が当初申請時の提出書類となっていたことから、補正申請時の提出書類に修正。

大学の設置等に係る提出書類の作成の手引 目次

<u>主</u>	<u>な変更点について</u>	- 1
Ι	一般的注意事項(必ずお読みください)	
1	大学設置等の認可申請又は届出に当たって	- 3
2	審査上の取扱い	- 4
3	虚偽申請等があった場合の取扱い	- 4
4	収容定員超過の取扱い	- 5
5	「ディグリー·ミル」について	- 5
6	大学の設置認可等の際における情報公開について	- 6
7	大学等の名称変更について	- 6
8	認可又は届出前の PR 活動及び学生募集について	- 7
9	専門職大学及び専門職短期大学の設置に係る申請について	10
10	特定地域内学部収容定員の増加について	10
11	高等教育の修学支援新制度の機関要件について	10
	審査に係る情報の取り扱いについて	
п	大学設置室への問合せ、事務相談の予約について	
1	問合せ方法	19
2	オンラインによる相談(Web 相談)について	19
3	問合せに係る留意点	21
•	相談表(様式)	24
Ш	認可申請等の受付期間及び提出方法について	
1	大学等の設置認可申請,私立大学の収容定員に係る学則変更の認可申請	25
2	学部等の設置届出	32
3	共同学科等の設置に係る申請又は届出	33
4	「運営委員会による事前相談」の資料	33
5	収容定員に係る学則変更届出	34
6	設置者変更認可申請,大学等の廃止認可申請又は届出	35
7	設置計画履行状況報告書(AC 報告書),基幹教員採用等設置計画変更書(AC 教員審査)	36
8	上記以外の届出等(学長決定,名称変更,その他の学則変更,学生募集停止報告等)	37
•	大学設置分科会における一般的な審査スケジュール	39
IV	大学等の設置認可申請又は学部等の設置届出、私立大学の収容定員に係る学則変	变更
	認可申請又は届出に係る提出書類の作成・記入要領	
1	各手続の提出書類	41
2	留意事項	43
3	認可申請書・届出書(別記様式第1号の1,別記様式第1号の2)	46

4	目次	48
5	基本計画書 (別記様式第2号 (その1の1), 別記様式第2号 (その1の2), 別記様式第	2 号
	(その1の3), 別記様式第2号(その1の4), 別記様式第2号(その1の5))	52
6	設置の前後における学位等及び基幹教員の所属の状況(別記様式第2号・別添1)	86
7	基礎となる学部等の改編状況(別記様式第2号・別添2)	87
8	教育課程等の概要(別記様式第2号(その2の1)、別記様式第2号(その2の2)、	
	別記様式第2号(その2の3))	89
9	授業科目の概要(別記様式第2号(その3の1)、別記様式第2号(その3の2)、	
	別記様式第2号(その3の3))・シラバス(授業計画)	96
10	2 以上の校地において教育を行う場合のそれぞれの校地ごとの状況	
	(別記様式第2号・別添3)	100
11	2 以上の校地において教育研究を行う場合のそれぞれの校地ごとの教員の勤務状況	
	(別記様式第2号・別添 4)	105
12	校地校舎等の図面	106
13	学則	107
14	教授会規程	107
15	当該申請についての意思の決定を証する書類〔理事会等の議事録等〕	108
16	設置の趣旨等を記載した書類	109
	・大学、学部、学科等の設置の場合	111
	・大学院,研究科等の設置の場合	127
	・収容定員に係る学則変更の場合	137
17	学生の確保の見通し等を記載した書類	139
18	教育委員会等との調整内容を確認する書類	145
19	教員名簿〔学長の氏名等〕(別記様式第3号(その1))	147
20	教員名簿〔教員の氏名等〕(別記様式第3号(その2の1),別記様式第3号(その2の2)) ,
	別記様式第3号(その2の3)、別記様式第3号(その2の4)、別記様式第3号(その2の	の
5	i))	150
21	基幹教員の年齢構成・学位保有状況(別記様式第3号(その3の1)、別記様式第3号(その	3
	⊘ 2))	160
22	実務家教員一覧 (別記様式第 3 号 · 別添)	162
23	教員個人調書 履歴書 (別記様式第 4 号 (その 1))	165
24	教員個人調書 教育研究業績書(別記様式第4号(その2))	169
25	教員個人調書 担当予定授業科目 (別記様式第4号・別添)	173
26	教員個人調書 教員就任承諾書(別記様式第5号)	175
27	教員個人調書 教員就任同意書	179
28	薬学実務実習に必要な施設の概要等を記載した書類	180
29	教育課程連携協議会 (別記様式第 7 号の 2・3)	183
30	教職大学院に係る連携協力校等の概要等を記載した書類	186
31	通信教育実施方法説明書(別記様式第8号)	191
32	通信教育に係る規程	193
33	収容定員の充足状況	196

34	審査対象教員一覧	199
35	專任教員一覧	208
36	設置構想審査に係る資料	210
(耋	参考)認可申請時等のチェックリスト	212
V	大学設置基準等の改正に係る申請案件の留意事項	221
1	工学に関する学部における学科に代えて課程等を設置する場合	221
2	学部等連係課程実施基本組織等を設置する場合	242
VI	補正申請書類作成・記入要領	253
1	大学等の設置認可に係る補正申請の場合	253
2	私立大学の収容定員の増加に係る学則変更の認可に係る補正申請の場合	271
VII	設置計画履行状況等調査について	278
VIII	事前相談書類作成要領	297
[7	その他】	
(〇私立大学等の学長決定及び公私立大学等の学則変更等の届出等について	317
(〇設置認可申請書類等の HP への公表について	339
(O大学等の設置者変更について	345
	O大学, 短期大学, 大学院等の廃止について	361
(〇参考人制度について	367
(O大学の設置手続等に関してよくある質問	368
	· 寸 録】	
(O主な認可・届出事項等一覧	392
(〇学位の種類及び分野の変更等に関する基準	395
(〇学校教育法施行令第二十三条の二第一項第四号の規定による分野を定める件	397
(〇学校教育法施行令第二十三条の二第一項第六号の規定による分野を定める件	397
(O大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準	398
(O大学設置基準等の一部を改正する省令等の公布について (通知)	402
(O大学,短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示の公布に	つい
	て (通知) (令和4年9月30日 4文科高第927号)	435
(O大学,短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示の施行に	つい
	て (通知) (令和5年2月28日 4文科高第1776号)	440

(参考) 手続の種類ごとの参照ページ

	手続の種類	ページ
	・大学,短期大学,大学院大学又は高等専門学校の設置 (専門職大学及び専門職短期大学の設置については別冊も参照のこと。)	41
設置置	・大学の学部、短期大学の学科又は私立大学の学部の学科の設置 ・大学の大学院の設置、大学の大学院の研究科若しくは研究科の専攻の設置又 は研究科の専攻に係る課程の変更 ・高等専門学校の学科の設置 ・大学及び短期大学における通信教育の開設	41
	・公立大学の学部の学科の設置・短期大学の学科の専攻課程の設置・大学等の専攻科,大学及び短期大学の別科の設置	317
収容	・私立大学・大学院、私立短期大学又は私立高等専門学校の収容定員に係る学則の変更	41
定員	・公立大学・大学院、公立短期大学、公立高等専門学校の収容定員に係る 学則の変更・大学等の専攻科、大学及び短期大学の別科の収容定員変更	317
設 変置 更者	・大学若しくは高等専門学校又は大学の学部,大学の大学院若しくは大学院の 研究科若しくは短期大学の学科の設置者の変更	342
廃	・大学,短期大学,大学院大学又は高等専門学校の廃止・大学の学部,短期大学の学科,大学の大学院又は大学院の研究科の廃止	358
止	・大学の学部の学科,短期大学の学科の専攻課程,高等専門学校の学科の廃止・大学院の研究科の専攻の廃止・大学及び短期大学の通信教育課程の廃止	317
7	一の他の学則変更	317

注)上記の「収容定員変更」とは、大学の収容定員の総数が増加する変更と、